

新型コロナウイルスワクチン接種

4回目接種

●対象者 次のいずれかに当てはまり、3回目接種から5カ月が経過した人

- ① 60歳以上（接種券の申請不要）
- ② 18歳以上59歳以下で、基礎疾患がある、または重症化リスクが高いと医師が認める（申請が必要）

※集団接種では、1〜3回目接種もできます。

集団接種

●会場 ◇すこやか交流プラザ

◇南コミュニティセンター

●予約方法 ◇予約サイト◇電話

※接種券が手元に届いてから予約してください。

個別接種

接種可能な医療機関は、市ホームページまたはコロナワクチンナビを確認してください。

接種券発送スケジュール

3回目の接種日	発送予定日
3月1日～7日	発送済み
3月8日～14日	8月2日
3月15日～21日	8月9日
3月22日～28日	8月16日
3月29日～4月4日	8月23日

※発送日の翌々日以降（土・日曜日、祝日を除く）にかけて届く見込みです。

※家族の中でも、3回目の接種を終了した時期が異なる場合は発送時期が異なります。

接種が受けられる期間は9月30日（金）までの予定です。接種を希望する人は、早めの接種をお願いします。

※今後の国の動向により変更になることがあります（7月13日時点）。

予約と問い合わせ先

新型コロナウイルス接種コールセンター（午前9時～午後8時）
☎（580）1892



市ホームページ



コロナワクチンナビ

新型コロナウイルス感染症関連 介護保険料の減免 （65歳以上の人）

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したなど、一定の条件に当てはまる65歳以上の人に対して、申請により介護保険料を減免します。

●対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った人
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入（事業、不動産、山林、給与の収入）などが減少する見込みで、次の全てに当てはまる人

◇世帯の主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該収入の10分の3以上

◇世帯の主たる生計維持者の減少額が前年の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下

◇世帯の主たる生計維持者の減少額が前年の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下

●減免額

- ① 全額
- ② 一部または全額

※計算の結果、減免されない場合があります。

●対象となる保険料

令和3・4年度分の保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限があるもの

●申請方法

申請書（申請先で配布、または市ホームページからダウンロード）に次の書類を添えて提出または送付

◇対象者① 医師による死亡診断書や診断書など

◇対象者② 収入を証明する書類など



●申請期限

令和5年3月24日（金）

●申請と問い合わせ先

介護支援課介護サービス担当
☎（580）1860